

昭和五十四年第四回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

開議日時 十二月二十日（木）午前十時

日程第一

議案第百号

福生市立図書館設置条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二

議案第百一号

福生市国民健康保険条例

（審査報告）

日程第三

議案第百二号

福生市国民健康保険税条例

（審査報告）

日程第四

議案第百三号

昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第五号）

（審査報告）

日程第五

議案第百四号

昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第六

議案第百五号

昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第七

議案第百六号

昭和五十四年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第八

議案第百七号

昭和五十三年度福生市一般会計決算認定について

（審査報告）

日程第九

議案第百八号

昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

（審査報告）

日程第十

議案第百九号

昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

（審査報告）

日程第十一

議案第百十号

昭和五十三年度福生市下水道事業会計決算認定について

（審査報告）

日程第十二

議案第百十一号

昭和五十三年度福生市受託水道事業会計決算認定について

（審査報告）

日程第十三

議案第百十二号

市道路線の認定について

（審査報告）

日程第十四

議案第百十五号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第十五

議案第百十六号

福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第十六 議案第百十七号

昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

日程第十七 陳情第四号

原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情書

日程第十八 陳情第五号

非核三原則の立法化要請決議に関する陳情書

日程第十九 陳情第六号

地域防災コミュニティセンターの設置に関する陳情書

日程第二十 陳情第七号

町会において管理運営する掲示板の設置に関する陳情書

日程第二十一 閉会中の継続審査申し出について

日程第二十二 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長（小林菊三君） ただいまから昭和五十四年第四回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長（小林菊三君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたします。

（古谷議会議事務局長報告）

一 追加議案の送付について（別添参照）

二 陳情の受理について（別添参照）

三 昭和五十三年一一般会計決算、特別会計決算、基金の運用状況審査意見書の訂正について（別添参照）

四 昭和五十四年十月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（小林菊三君） 以上で報告は終わりました。

○議長（小林菊三君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されて

おりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 貴井喜代次君登壇)

○議会運営委員長(貴井喜代次君) 御指名でございますので、十二月十八日に開催いたしました議会運営委員会の結果を、御報告申し上げます。

本日の案件は、二日目に各委員会に付託されて、それぞれ結論づけられた委員会
の審査報告と、新たに、議員提出による議会議員の報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部改正、長から提出の職員の給与条例の一部改正及び下水道事業会
計補正予算、ほかに陳情四件と、閉会中の継続審査申し出並に特定事件の
継続調査で、日程はお配りのとおり、順序でお願いすることになりました。

このうち、一般会計決算認定は、従前どおり委員長の口頭による審査報告は省
略することになっておりますので、念のため申し添えておきます。

新たに提出されました議案の取り扱ひでございますが、議員提出による条例の一部
改正は、すでに趣旨は御承知でございますので、即決を願うこととし、長から提出の職員の
給与条例の改正は、国及び都に準じて二十六市同一歩調で給与改定をしようとする
ものであり、下水道補正予算第四号は、国庫補助が本会期の半ばにおいて決定し、

今年度の事業として実施するもので、工期の関係もあり、これらは詳細な説明を受けて
十分に審査の上、即決ということと、意見が一致いたしましたので、よろしく願ひ申し上げま
す。

さらに、陳情四件につきましては、お手元の付託表のとおり関係の委員会に審査を
付託することになっております。

また、日程第二十一の閉会中の継続審査申し出の中で、請願第四号は、総務委員
会において、起立により賛成多数で継続となったため、特に委員長から、審査経過に
ついて発言の申し出がありましたので、議運はこれを了承し、本件は起立によってお諮りす
ることになっておりますので、あらかじめ御承知をお願ひいたします。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、本会議終了後に行つたことを議運
は了承しておりますので、これまたあらかじめお含めおきのほどをお願い申し上げます。
以上でございますが、十二月十六日から開会した第四回定例会は、本日最終日を迎えた
わけでございますので、議員各位には、格別の御協力をいただき、有終の美をもって終了で

きますよう、心からお願ひ申し上げまして報告いたします。

○議長(小林菊三君) ただいま委員長から報告されたとおり、今日の議事を進めますので、よろしく願ひいたします。

○議長(小林菊三君) これより日程に入ります。

日程第一議案第百号 福生市立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題となっております議案第百号につきまして、審査の内容を報告させていただきます。

なお、お手元に御配付されております本案についての議案審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

本案審査に当たっては、来年四月オープン予定の飯林中央図書館の建設状況について視察を行った後、審査に入り、理事者の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、工事の進捗ぐあい、また図書の整理の進捗ぐあいはどうか。市民が期待している図書館ができるのであるから、これが室のもちぐさにならねいよう、また市民に利用してもらう方法についてどのような考えをもっているか。また、職員配置や図書館の維持費について、内部照明はどのくらいの明るさを目標としているのか。展示用の備品も備えなければならぬと思うが、その考え方について一尋、質疑がありました。

これに対して理事者から、飯林中央図書館の工期は、建物自体は十一月末で完了している。今月着工した外構工事関係において、排水工事が含まれているので、排水工事については、下流側の排水管が埋設されたいと接続できないところから、一部工事をさせたい場所もある。次に陶壁—これは壁に陶器製の焼物を張りつけ、絵のようにあるものですが、今年は雨が多く、乾燥がおくれたため、工期が若干おくれしている。すでに、作品も搬入されている。十二月中に終わると思う。展示室についても、展示用の工事を二月末工期で行っている。その他備品等も、一月ごろから搬入されるよう進んでおり、三月下旬に竣工し、そしてオープンに際しての式典も予定している。それまでに、外構工事も含めて、すべて完了する状

況にある。

飯林中央図書館の圖書の整理について、当初七万五千冊から八万冊でオープンをも予定している。このうち二万五千冊程度は福祉会館内図書館の既存分ですので整理が終わっている。また、残る購入分五万冊から五万五千冊中、すでに二万五千冊の整理が終わっている。そのほか残りの二万五千冊から三万冊についてはパートを使ったり、本の購入段階において、事務的に処理できる業者から購入するよう努力しており、予定どおりの冊数で開館したい。

市民に利用してもらう方法については、現在でも図書館を使用している各種サークル活動が盛んになっているので、それらのリーダーの育つような努力をしかつ主婦が積極的に参加できるように進めていきたい。また、現在当市の登録率は一五・六％、一人当たりの蔵書数でも全国上位にあり、都下では五つし六番の位置にいる。これをさらに倍くらいの登録率にもっていくよう考えている。

職員配置については、中央図書館に館長以下十名の職員とパート、それに資料室二名の職員、そのほか、わかざりとわかたけ会館の図書館分館に、それぞれ職員二名とパート一名の配置である。年間維持費は七千万円程度かかる。

内部照明については、一般開架室は百五十ルクス以上、事務室が百ルクス以上を目標としているが、会議室でも受験生を対象として使う場所は若干暗いので検討したい。展示用備品についても検討したい。

このような答弁がありました後、要望として中央図書館への通路であるが、富士見台や玉川台地区等の住民にとっては大回りしなくてはならないので、将来の問題として検討願いたい。との発言がありました後、採決いたしましたところ、全員一致をもって、本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告とおり、御決定くださいますようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

議長（小林菊三君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百号につきましては、討論を省略し、委員長

報告により可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百号は、委員会審査報告により可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第二議案第百一号福生市国民健康保険条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長関米吉君登壇)

○厚生委員長(関米吉君) 議案第百一号福生市国民健康保険条例に関する審査

報告を申し上げます。

本議案は、去る十二月七日議会に提案され、同日当委員会に付託となり、十二月十二日開催の委員会において審査されたものであります。審査結果については、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容につきましてその大略を御報告いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本議案の提案理由について、担当課長より、この条例は明年四月一日から、国民健康保険料を国民健康保険税に改正しようとすることに伴い、本条例を制定する必要があるため、提案したものであるとの趣旨説明の後、逐条ごとに説明が行われ、質疑に入りました。

質疑においては、現行条例の第四条の六に、「療養の給付は当該疾病又は負傷が転帰に至るまで行う」と明文化されているが、提案された条例にはこの規定がないがどういうわけか。また、第十条の「市は被保険者の世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する」となっているが、別に定めるところとは、何を言うのか。もしこれが議案第

百二号として提案されている福生市国民健康保険税条例を言うのなら、そのように明文化すべきではないか」との質疑に対し、担当部長及び課長より、現行条例第四條の六の規定を削除したものは、この規定内容が当然のことであるので、あえて明文化する必要はないためである。

さらに、第十條の別に定めるところとは、福生市国民健康保険税条例を指している。これを明文化すべきではないかとの御指摘であるが、この定め方は、準則にもそのようになっているので、このようにした一との答弁が行われ、採決の結果、当委員会としては、全員異議なく、本議案は、原案とおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会決定とおり御可決されんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

こより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第百二号については、討論を省略し、委員会報告により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査直報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議とおり決することには御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第百二号は、委員会審査直報告により可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第三議案第百二号福生市国民健康保険税条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査直を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関米吉君 登壇)

○厚生委員長(関米吉君) 議案第百二号福生市国民健康保険税条例に關する
審査報告を申し上げます。

本議案は十二月七日議會に提案され、同日当委員會に付託となり、十二月十二日開催の委員會において審査されたものであります。審査結果については、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容につきまして、その大略を御報告いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、担当課長より、本議案はさきに御審議いただいた福生市国民健康保険条例に關連するもので、国民健康保険税とするために、本条例を制定する必要があるため、提案したものであるとの趣旨説明の後、逐条ごとに説明が行われ、質疑に入りました。

各委員の主たる質疑は、保険税の課税限度額は十七万円となつてゐるが、たとえば火災保険や生命保険などの一時的収入が入つても十七万円を限度とするのか。また、この十七万円の限度額の改定は予測されるのか。納期は現行では十二回納付であるがこれ

が六回納付となる。いまでも滞納があるものが、納付回数が増えたとはいふ以上、滞納がふえるものではないかと懸念されるが、その対策をどう考へてゐるか。保険料と保険との違ひ、特に何のために保険税にしたのか等の点について、被保険者へのPRをどのようにするか。保険税の徴収は、税務課で行うのか、保険係で行うのか。また、賦課徴収については、この条例に定めるほかは、福生市税賦課徴収条例で定めるところとなるが、そうすると、納税貯蓄組合の組織を利用した納付もできるのではないのか。さらに納期限前納付については、市税等と同様に、報奨還付金制度の適用があるのか、等でありました。

これに対し担当部長及び課長等より、課税限度額十七万円は、火災保険や生命保険などの臨時的収入があつても十七万円にとどめるものである。この限度額は、法ではすでに二十万円に引き上げられており、さらに明年度あたりは二十五万円に改定しようといふところである。他市では十九万円としてゐるところが多い。当市としても、十七万円のままで置くことは、国、都からの補助金等の関係で好ましくないので、改定を検討中である。

納期は十二回から六回となることに伴つて、滞納がふえるのではないかと、この点については納付者に十分PRして御協力を得たい。現在、都下各市の例では府中、国分寺、東大

和などではほかの税と同様に、年四回の徴収を行っているところもあるが十八市においては、六回徴収である。万一滞納等に至った場合においては、いままで時効が二年であったものが五年になるので、この間徴収に努力し、納付した者とし、ない者との不公平をなくするよう努める。

保険料と保険税との相違点は、まず課税面においては、いままで二年しか課税できなかったものが、三年にさかのぼり課税できること。また、不正行為による場合には五年までさかのぼり課税できること。次に減免等の措置を受ける場合も、二年から五年になること。さらに、徴収面においては、時効が二年から五年になることなどである。現在保険料制度をとっているところは、当市と田無市の二市の外であり、田無市においても近く保険税に改定する意向と聞いている。

いずれにせよ、この改定に当たっては、全被保険者にパンフレット等を配布し、改定趣旨の御理解を願うより、十分啓蒙に努める。

保険税の徴収業務は、税務課ではなく、保険係で行う。納付については、納税貯蓄組合組織を利用することは、保険税が目的税の性格が強いことから、好ましくないので、いままでより、保険委員の方々にお願ひし、徴収するようにする。

納期限前納付者に対する報奨還付金は、昭和五十四年十一月一日発行の厚生省保険局並に国民健康保険課の解説文書に、納期限前納付にかかる報奨金については、国民健康保険税の場合、地方税法にその根拠規定がないので、たとえ条例で規定しても交付できないと指導されているので、報奨還付金は出せない、などの答弁が行われました。

その他、本議案に対しては、各委員より熱心な質疑が行われ、それぞれ答弁を得た後、採決の結果、全員異議なく、当委員会としては、本議案は、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会決定とおり御可決あらんことをお願いし、補足説明いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号については、討論を省略し、委員会報告により可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二号は、委員会審査報告により可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第百三号 昭和五十四年度福生市一般会計

補正予算(第五号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各常任委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題となりました議案第

百三号中、当委員会に付託されました分につきまして、審査の内容を御報告させていただきます。

なおお手元に御配付されております本案についての議案審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たっては、歳入と第二表の繰越明許費、繰り越歳出の順に、それぞれ理事者の説明を受け、審査を行ったのであります。

それでは、まず歳入関係の質疑、答弁について申し上げます。

委員から、都支出金は、都の財政状況から見ても一〇〇%見込めるのか。市道一九六〇号線側道新設工事は、五日市線能川駅東側の歩道のみの踏切閉鎖に伴い、市道幹正一三に抜ける一五メートルの側道を新設する工事であるが、幅員を車が通れる程度に拡張できないのか等の質疑がありました。

これに対し、理事者から、都支出金については、間違はなく歳入できると思っているが、このうち、都補助金等の市町村振興交付金の特定分については、学校運営費と学